

平成 30 年 11 月 22 日

債権者各位

名古屋市中区錦三丁目 4 番 6 号
株式会社アトリエはるか
代表取締役 岩 井 大 輔

吸収分割公告

当社（以下「甲」といいます）は、吸収分割により、アトリエはるか株式会社（住所：名古屋市中区錦三丁目 4 番 6 号。以下「乙」といいます）に甲のサロン運営事業及びアーティスト派遣事業に関する権利義務を承継させることに致しましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

甲) 株式会社アトリエはるか

<http://www.haruka.co.jp/>

乙) アトリエはるか株式会社

確定した事業年度はありません。

以 上